

第2回 高幡西部特別養護老人ホーム組合

解散事務等連絡調整協議会 会議録

1. 日 時 令和元年8月1日(木) 午後4時 ～ 5時

2. 場 所 中土佐町民交流会館 2階 集団指導室

3. 出席者

会 長	四万十町副町長	森 武 士
委 員	中土佐町副町長	三本 重幸
	中土佐町健康福祉課長	山本 眞紀
	四万十町健康福祉課長	野村 和弘
事務局	四万十町政策監	浜田 章克
	中土佐町健康福祉課課長補佐	江崎 太市
	四万十町健康福祉課副課長	国澤 豪人

4. 日 程

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

1 現在までの経過報告について

2 高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散について

3 高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について

4 高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継について

5 その他

(4) 閉 会

5. 議 事

高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会規約第15条第2項に基づき、会長が議長となり会議を進行する。

会長 委員の皆様方には、慎重な審議をお願いします。

それでは、1「現在までの経過報告について」を議題とする。

事務局の説明を求める。

事務局 資料により、前回の協議会から現在までの経過について説明する。

報告した内容

・ 6月定例議会前に協議会の協議内容についての報告と上程議案

「高幡西部特別養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議について」について説明したこと

- ・ 6月議会において、議案「高幡西部特別養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議について」が議決されたこと（議決日：6月11日（中土佐町）、6月13日（四万十町））
- ・ 6月20日に「高幡西部特別養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議書」を正式に取り交わしたこと
- ・ 6月27日付で高知県知事に対し高幡西部特別養護老人ホーム組合から、規約の変更についての許可申請を行い、7月2日付けで許可があり、変更された規約が施行されたこと
- ・ 解散・財産処分等について、文書・メール等により、事前協議を行ってきたこと

会長 事務局から報告のあった内容について、ご意見ご質問がある方は、発言をお願いします。

全委員 なし

会長 続いて、2「高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 地方自治法第288条の規定に基づき、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に関する協議を行うことについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める議案を9月定例議会に上程するよう調整していただきたい。

議決後に行う協議の内容

- ・ 令和2年3月31日をもって高幡西部特別養護老人ホーム組合を解散する協議を行うこと

会長 事務局から説明のあった内容について、ご意見ご質問がある方は、発言をお願いします。

会長 地方自治法第288条の規定に基づく解散であるが、288条では「一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。」となっている。総務大臣への届出が必要か。

事務局 都道府県が加入するものについては、総務大臣へ、その他のものについては都道府県知事への届出となる。

山本委員 正式には、「解散に関する協議を行うことについて」となると思うが、上程予定の議案は、「解散することについて」となっている。

これでいいか。

事務局 地方自治法の規定によると言われるとおりの解散に関する協議を行うことについて議決を求めるものがあるが、県から提供いただいた議案の例に基づき作成している。

議案には、議決後に取り交わす協議書も添付するため、「協議をする」という文言は省略しても差し支えないということだと思う。

会長 四万十町の9月の定例議会については、9月11日に開会、20日までの予定となっているが、中土佐町の日程等はどのようになっているか。

山本委員 中土佐町は、10日開会、20日までの予定となっている。

会長 それでは、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散について、両町とも9月定例議会に上程することを確認します。

全委員
会長 はい。

 続いて、3「高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 地方自治法第289条の規定に基づき、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議を行うことについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める議案を9月定例議会に上程するよう調整していただきたい。

 議決後に行う協議の内容

 ・ 高幡西部特別養護老人ホーム組合（特別養護老人ホーム窪川荘及びの特別養護老人ホーム四万十荘）の所有に属する財産の全てを四万十町が承継すること

会長 事務局から説明のあった内容について、ご意見ご質問がある方は、発言をお願いします。

三本委員
事務局 出資金と出捐金については、どのように確認したか。

 設立当時に出資金が発生している状況があったのであれば、当然財産処分の中で協議が必要だと思うが、両町とも出資金についての関係書類が存在していない。

 また、当時の両老人ホームの運営費の預金通帳も確認したが、出資金を確認することができなかった。

 出資金があれば、残っているはずの関係書類等を確認できなかったことから無かったという判断をした。

 出捐金については、性質が寄付にあたるため、あったとしても対象外であるという判断をした。

三本委員
事務局 無いという確認はできたということか。

 あれば残っているはずの証拠が存在していないということは、出資金は無かったということしかできない状況である。

三本委員 土地については、財産処分の対象とはなっていないが、どのように確認したか。

事務局 高幡西部特別養護老人ホーム組合が所有する土地があれば、財産調書に記載されているはずであるが、記載されていないこと、また、地番現況図において、窪川町と四万十町が所有者となっていることをもって確認した。

三本委員 建物については、古いものなので、残存価格は残っていないと思うが、当時どのように負担をして建設されたものか。

事務局 当時の負担については、関係書類等も存在していないので、確認できないが、借り入れによる建設が考えられる。

 また、古い建物なので、すでに耐用年数は経過している。

三本委員 両老人ホームの運営費に係る分担金については、資料により平成14年以降は、中土佐町は負担していないことが確認できるが、それ以前についてはどうか。

また、中土佐町も負担している施設整備費に係る分担金により整備しているものは、償却期間を経過しているということか。

事務局

運営費に係る分担金は、平成13年までは負担していたと思うが、現在までの間に使い切っている状況にある。

また、中土佐町が負担した分担金により整備した施設、設備等については、すでに耐用年数を経過している。

会長

それでは、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について、両町とも9月定例議会に上程することを確認します。

全委員

はい。

会長

続いて、4「高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局

高幡西部特別養護老人ホーム組合規約第12条の4の規定に基づき、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継に関する協議を行うことについて、議会の議決を求める議案を9月定例議会に上程するよう調整していただきたい。

議決後に行う協議の内容

- ・ 高幡西部特別養護老人ホーム組合の事務は、四万十町が承継すること
- ・ 解散時における剰余金、未収金、剰余、不足については、四万十町に配分し、又は四万十町が負担すること
- ・ 決算の審査及び認定は四万十町が行い、その決算を議会の議決とともに中土佐町に通知すること
- ・ 中土佐町は、決算の議決の通知があったときは、直ちに決算を公表すること
- ・ この協議についての疑義・記載のない事項は、両町がその都度協議し決定する。

会長

事務局から説明のあった内容について、ご意見ご質問がある方は、発言をお願いします。

三本委員

高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散後、同組合の職員は四万十町の職員となると思うが、待遇等に違いはあるか。

事務局

高幡西部特別養護老人ホーム組合の職員の待遇については、四万十町の職員と大きな違いはない。

給料については、看護師等の専門職を含め全職員が行政職給料表によることとなっている。

会長

予算執行については、解散と同時に打ち切り決算を行うこととなるが、決算の認定についての時期はいつの議会となるか。

事務局

現在、高幡西部特別養護老人ホーム組合の決算の認定は、12月の組合議会で行っている。

解散に係る決算の認定については、通常の決算の認定を行う9月定例議会を予定している。

会長

その他確認しておかなければならいいことはありませんか。

全委員

なし。

